

利用規約

第1条（本規約の目的）

本規約は、申込者（以下「寄付者様」といいます。）と有限会社ウチノ（以下「ウチノ」といいます。）との間で締結される「SDGs支援プロジェクト uchipa 定期配送サービス」契約（以下「本契約」といいます。）の締結方法、料金の支払方法、解約方法、寄付証明書の発行時期その他本契約の内容を定めることを目的とします。

第2条（利用申込み）

寄付者様は、ウチノの指定する申込書をご記入いただき、同申込書（以下「本件申込書」といいます。）をウチノの本店所在地に郵送いただくか、ファックスの方法でお送りいただくことにより、本契約の締結を申し込むことができます。

第3条（料金の支払方法）

寄付者様は、別途作成いただく口座振替依頼書のとおり、指定日に指定口座から引き落としをする方法により、料金をお支払いいただきます。

第4条（商品の発送時期）

- 1 寄付者様に第3条に定める期限どおりに支払いをしていただいた場合には、ウチノは、お支払い日の属する月の翌月に、第三者に対して、商品を生供給するものとします。
- 2 寄付者様に前条に定める期限どおりにお支払いをいただけない場合には、ウチノは、商品を生供給する第三者に対して商品を生供給しないものとします。ただし、第3条に定める期限後にお支払いがあった場合には、その支払いのあった日の属する月の翌々月に第三者に対して、商品を生供給するものとします。

第5条（商品の指定）

- 1 寄付者様は、本件申込書において、ウチノが指定する供給食品数及び供給日数の中から、供給食品数及び供給日数を選択できるものとします。ただし、供給時期は指定出来ません。
- 2 前項のほか、ウチノが第三者に供給する商品の内容、品質その他商品に関する事項については、ウチノが定めるものとします。

第6条（契約期間）

本契約は、寄付者様から1か月前の解約通知がない限り存続するものとします。この場合、解約の通知がなされた日までに既にお支払いいただいている料金は返金せず、当該料金に対応する商品を生供給する第三者に供給するものとします。

第7条（寄付証明書）

- 1 寄付者様に前条に定める期限どおりに支払いをしていただいた場合には、第三者は、寄付者様に対して、当該代金の支払いに対応する寄付証明書を交付するものとします。
- 2 寄付証明書の交付時期は、申込書で寄付者様が選択したとおりとします。
- 3 寄付者様に第3条に定める期限どおりにお支払いをいただけない場合には、当該支払いに対応する寄付証明書は発行されません。ただし、第3条に定める期限後にお支払いがあった場合には、その支払いのあった日の属する月の翌々月に寄付証明書を発行するものとします。

第8条（反社会的勢力排除条項）

- 1 寄付者様は、ウチノに対し、次の各号の事項を確約します。
 - (1) 自ら及びその役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
 - (2) 自己又は第三者の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用し、若しくは反社会的勢力に対して資金等を提供し、若しく

は便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる関係を有していないこと。

- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
- (4) 自ら若しくは第三者を利用して、相手方に対し、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し又は信用を毀損する行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、その他これらに準ずる行為をしないこと。

2 ウチノは、寄付者様が前項の確約に違反した場合、事前に通知又は催告することなく、本契約の解除をすることができるものとします。なお、本項による解除によって寄付者様に損害が生じても、ウチノはこれを一切賠償しないものとします。

3 寄付者様が本条に違反したことによりウチノに損害が生じたときは、寄付者様はその一切の損害を賠償するものとします。

第9条（契約の解除）

1 寄付者様に以下の各号の事由が生じたときには、ウチノは、何ら催告することなく、本契約を解除することができます。

- (1) 本契約及びこれに基づく約定の重大な違反があったとき。
- (2) 仮差押え、仮処分、強制執行、競売等の申立てを受けたとき。
- (3) 租公課の滞納処分を受けたとき。
- (4) 破産手続開始、民事再生開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがなされたとき、又は、自らかかる申立をしたとき。
- (5) 自ら振出し、又は引き受けた手形若しくは小切手が不渡処分を受けるなど、支払停止状態に至ったとき。
- (6) 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消しその他これらに準じる処分を受けたとき。
- (7) 営業の廃止又は解散決議がなされたとき。
- (8) 銀行取引停止処分を受けたとき。
- (9) 相手方の信用を失わせ、損害を与えるような行為をしたとき
- (10) その他本契約を継続しがたい相当の事由があるとき。

2 寄付者様が本契約及びこれに基づく約定に違反（前項第(1)号の違反を除く。）し、ウチノが相当の期間を定めて履行を催告したにも関わらず、当該期間内に履行しないときは、ウチノは、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

3 前2項に基づく契約の解除は、ウチノから寄付者様に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。

4 寄付者様は、自らが第1項各号又は第2号のいずれかに該当した場合、本契約により生じる自らの支払債務について当然に期限の利益を失うものとし、直ちに当該支払債務を弁済するものとします。

第10条（権利譲渡の禁止）

1 寄付者様は、ウチノの書面による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、承継させ又は担保の目的に供してはならないものとします。

2 寄付者様は、合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転により、寄付者様が営む小売電気事業を第三者に譲渡する場合、又は寄付者様が営む小売電気事業の全部若しくは一部を第三者に譲渡する場合、本契約上の寄付者様の地位及び権利義務を当該第三者に承継させるものとします。

第11条（合意管轄）

寄付者様とウチノは、本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む。）は、高松地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上